平成２８年（フ）第５１号
岩手県一関市千厩町奥玉字中日向100番地
債務者　柏　　千裕
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１５６号
山形市蔵王温泉1118―15―107、住民票上の住所埼玉県春日部市米崎407番地３　バイク屋キャブ２Ｆ　201号
債務者　福井　　浩
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６３号
山形市鳥居ケ丘23番18―２号、前住所山形市若葉町５番11号
債務者　太田　正貴
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
岐阜県大垣市大井２丁目36番地　めぞんわたなべ　201
債務者　髙木美和子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘77番地　第２高岡清風寮2327号、前住所香川県高松市屋島西町2279番地１　市住１―203
債務者　富岡　勇一
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
埼玉県本庄市朝日町１丁目22番５号
債務者　大野二三二
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７８号
埼玉県熊谷市弥藤吾990番地150
債務者　星野　真樹
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３０５号
埼玉県東松山市新宿町22番地15　新宿ハイツ102
債務者　木村ふみ代
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３１２号
埼玉県熊谷市新堀1267番地　エトアール狩野202号
債務者　細越澤直樹
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６５号
北海道北見市とん田西町323番地１　小川マンション１号
債務者　丸山　正美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
山形県東田川郡庄内町狩川字阿古屋100番地
債務者　加藤　美智
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第４２９号
岡山県玉野市玉２丁目21番12号
債務者　有田　邦夫
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９９号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目19番地４アルカディア緑ヶ丘206
債務者　大塚　智弘
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００８号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目12番地31レヴィールつつじケ丘702
債務者　佐藤あゆみ
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６号
長崎県南島原市南有馬町戊438番地　北岡団地Ｈ１
債務者　井関　隆廣
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
栃木県小山市大字間々田1351番地25　ソレジオタウンＡ棟101号、前住所栃木県佐野市飯田町735番地３
債務者　葛生　礼男（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係